

平成 20 年 8 月 13 日

各 位

東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号
虎ノ門タワーズオフィス
フィンテックグローバル株式会社
代表取締役社長 玉 井 信 光
(コード番号：8789 東証マザーズ)
問合せ先：経営戦略本部財務部長 鷲本晴吾
電話番号：(03) 5733-2121

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成20年8月13日付で、丸紅株式会社及び齋藤栄功に対し、損害賠償請求訴訟を提起しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起をした裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成20年8月13日

2. 訴訟を提起した者（原告）

フィンテックグローバル株式会社（当社）

3. 訴訟提起の相手方（被告）

(1) 名 称：丸紅株式会社（以下、「丸紅」という。）

所 在 地：東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号

代 表 者：代表取締役 朝田 照男

(2) 氏 名：齋藤栄功（以下、「齋藤」という。）

(株式会社アスクレピオス、元代表取締役)

住 所：東京都目黒区中根二丁目18番9号

4. 提訴するに至った経緯

本件は、齋藤と丸紅の元従業員らが共同して、丸紅の主導する病院再生事業への投資名目で当社を含む多数の投資家から資金を詐取した一連の詐欺事件につき、当社がその被害回復のため、訴訟を提起するに至ったものです。

当社は、平成19年12月20日に、当社の子会社である株式会社FGIプリンシパル(以下、「FGIP」という。)を通じて、丸紅の主導する病院再生事業への投資として、2,190百万円の出資を実行致しました。かかる投資のスキームにおいては、平成20年3月21日を期限として、丸紅より資金が償還されることとなっておりましたが、現時点においても、未だその資金は償還されておられません。

本件は、報道等でも明らかにされているように、病院再生事業における資金調達を目的としたものではなく、その実体は、齋藤及び丸紅の元従業員らによって作られた金銭を騙し取るための架空の投資スキームであり、同様のスキームは、平成15年又は16年頃から齋藤や丸紅の

元従業員らを中心として継続して実行され、多数の投資家が投資名目で金銭をだまし取られてきたことが判明しております。

本件は、長期間にわたり非常に巧妙かつ組織的に行われており、齋藤の責任、従業員らを監督すべき地位にあった丸紅の責任は重大であると考えられます。当社としては、齋藤ら関係者が平成20年6月に警視庁に逮捕され、本件の全体像も大筋で明らかになってきたことを踏まえ、被害回復を図るべく、下記要領による提訴に至りました。

5. 請求の概要

(1) 請求金額

2,490百万円及びこれに対する平成20年12月20日から支払済みまでの年5分の割合による遅延損害金

(2) 請求の根拠

(齋藤に対する請求の根拠)

齋藤は、丸紅の元従業員らと共同して、丸紅が真に契約当事者となっているかのような架空のスキームをでっち上げて当社を欺き、当社をしてF G I Pを通じて同スキームに投資させたことにより、当社は、その投資金及び弁護士費用の分につき、損害を被りました。したがって、当社は齋藤に対し、不法行為に基づく損害賠償責任を請求するに至ったものです。

(丸紅に対する請求の根拠)

前記の齋藤及び丸紅の元従業員らが共同で行った不法行為のうち、丸紅の元従業員らの行為は、丸紅の業務の執行についてなされたものといえます。したがって、当社は丸紅に対し、使用者責任に基づく損害賠償を請求するに至ったものです。

また、当社が被った損害は、丸紅がその元従業員らが同社の名を語って架空の取引などを行うことのないよう監督すべき義務を怠ったことにより生じたものともいえます。したがって、当社は丸紅に対し、丸紅自身の不法行為に基づく損害賠償を請求するに至ったものです。

6. 今後の見通し

本訴訟が、当期の当社個別業績及び連結業績に及ぼす影響はありません。なお、本訴訟が将来の当社個別業績及び連結業績に与える影響は、現時点では明らかではありませんが、明らかになり次第、速やかに開示いたします。また、当社は本件において別途、刑事告訴も予定しておりますが、捜査については関係当局に引き続き全面的に協力して参ります。

なお、今回の投資にあたり担保としている上場株式の処分方法等については、引き続き慎重に検討している段階にあり、開示すべき事項がでてきましたら速やかに開示いたします。

以 上